

## よくあるご質問

Q. 見直し後の電気料金で試算してほしい。

A. 下記リンク先から、見直し後の料金単価で試算いただくことができます。

[電気料金シミュレーション](#)

Q. 現在の契約について、今回の実施要綱変更に関わる手続きは必要か。

A. 今回の実施要綱変更に関するお手続きは必要ございません。

Q. 託送料金のレベニューキャップ制度とは何か。

A. レベニューキャップ制度とは、送配電事業を取り巻く環境変化を背景に、送配電事業者が安定供給に向けて必要な投資を着実に実施できるよう、ヨーロッパの事例等を参考にし、2023年4月から新たな託送料金制度として導入されたものです。

レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者が、定められた規制期間（5年）の『事業計画』を策定するとともに、この計画の実施に必要な費用である「収入の見通し（＝レベニューキャップ）」に関し国に申請・承認を受け、託送料金を設定しております。

Q. レベニューキャップ制度における収入見通しの期中調整とは何か。

A. レベニューキャップ制度では、規制期間中（5年間）の託送料金は一定とすることを基本としつつ、規制期間中においても、エネルギー政策の変更等に伴いその変動分を収入の見通しに反映できる『期中調整制度』が設けられています。

今回、一般送配電事業者である東北電力ネットワークにおいて、2023年度から2027年度（第1規制期間）における収入の前提となる電力の需要想定に対し、需要実績が下回るとともに、今後の需要も当初の想定を下回る見通しとなることを踏まえ、2025年7月29日に「託送供給等約款」の変更届出を行い、2025年10月1日より実施する旨が公表されました。